

神奈川 最賃千円以上！裁判 傍聴記（二）

下山房雄（かながわ総研元理事長）

2011年11月28日、第二回裁判が横浜地裁502号法廷で開かれた。傍聴席定員48名で前回より小さい法廷。抽選締め切りの13:40に49名が並んで1名外れとなったほか、開廷二時前後に到着の人々10人前後が入れなかった。次回（2012年1月23日午前10時開廷）は原告側の要求が容れられて101号法廷。今回はまず川崎のタクシー運転手渡邊さんが原告陳述を行った。今年1月から「働きながら生活保護を受けて」いる有り様を、手取り月10万円の中で、電話は固定も携帯も解約、新聞2紙購読取りやめ、散髪は自分で切るか見習理容師に無料でやってもらうなど具体的に述べた陳述である。昨年10-12月月平均174時間勤務で時給850円であり「働いても食えないという現状に疑問を抱き」原告となり、この日の陳述を「裁判官には、この苦しい状況をどうか十分に理解いただき、最低賃金を引き上げる判決を出して欲しい」の言葉で結んだわけである。

前回裁判で、被告＝国側が理由も示さず「本件訴えを却下する」と求める「答弁書」を提出していることに原告側がきつく抗議し、「原告適格性に欠けるとかの理由？」といった助言(?)を被告に行った裁判長の＜第二回裁判一週間前に理由を示した「準備書面」を提出せよ＞との指揮が行われた。その指揮に従って提出された16頁の被告側「準備書面（1）」は、裁判長の薦めた(?)原告適格性の問題ではなく、そもそも労働局長に最賃千円への改定をせよと命ずる裁判は原告がどんな人であれ起こせないということを法的に表現する「処分性が無い」という主張だ。それに対して原告側が一週間で作成した「準備書面（1）第1 地域別最賃の改正決定について処分性を否定する被告の主張には全く理由がない」を、竹中由重弁護士が読みあげた（被告側が「準備書面（1）」を読み上げることはなく文書提出のみ。通例、こういう法廷の運びだとのこと）。私が要すれば最賃決定改訂の行政処分は、適用対象が不特定多数であって、不服の訴訟が行えない立法行為に実質同じで処分性無しとしている被告は誤り。この行政処分は、国民の具体的権利義務に直接影響を及ぼすもので抗告訴訟の対象となる行政の一般的処分＞なので被告の主張には全く理由がない＞との反論であった。「抗告訴訟」とは、私が持つ『有斐閣 新版 法律学小辞典』によると「公権力の行使に関する不服の訴訟」のこと。刑事裁判と違って裁判を「公判」と言わないことなど、今度の裁判傍聴で、色々法律のことを勉強させられる。

続いて鈴木麻子弁護士が読みあげた原告「準備書面（1）第2 憲法が保障する生存権、勤労権を保障するためには、最低賃金を少なくとも時給1000円以上に引き上げる必要がある」は、複雑な法的知識がなくとも理解できる弁論だった。最賃金額は「単に数値上生活保護基準を下回らなければよいということではなく」「健康で文化的な最低限度の生活」との憲法25条の理念に従ったものでなくてはならず生活保護が高すぎる一最賃水準に引き下げよ＞といった「議論は到底容認できない」との弁論である。その趣旨から、全労連関連の地域労組と研究者の共同作業の成果『首都圏最低生計費試算報告書』（2008年）の概要を紹介し、時給1508円あるいは1345円が必要と主張された。裁判後の報告集会で、鈴木弁護士は、最賃適用除外などの乱暴な生保攻撃議論が為された行政刷新会議「政策仕分け」を引いて、憲法理念重視の必要を説明された。労働科学研究所・藤本武先生主導で行われた「最低生活費」の研究に拠って、憲法理念に従った朝日訴訟浅沼判決(1960年)があった構図の再現が今度の裁判のわれわれの目的となってきたように私は感ずる。